

最高裁秘書第4649号

平成29年11月21日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

10月30日付け（11月1日受付，最高裁秘書第4504号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

下級裁判所における開廷表の掲示方法，報道関係者に対する提供方法等について定めた文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

